

令和6年度

洋上風力発電関連産業 人材確保支援事業補助金

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を図ることを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得に関する経費を支援します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く ※道税を滞納していないこと
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1/2以内
補助上限額	50万円以内/1名 ※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合がある
補助対象経費	研修受講料、教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上・輸送費、講師謝金 等

募集期間：**令和6年(2024年)4月1日(月)～令和7年(2025年)3月14日(金)**

※募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

提出先：〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部ゼロカーボン産業課 風力係

提出方法：持参または郵送(令和7年3月14日(金)17:00必着)

- ◆交付要綱をご確認の上、申請してください。
交付要綱、申請書様式は北海道のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/163024.html>

- ◆補助対象経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。
- ◆補助対象経費に対して、他の補助金等を受けている(受ける予定がある)場合は、対象外となります。
- ◆対象となる研修・資格例は、裏面に記載しています。交付決定にあたっては、事業内容や参入計画との関連性等を確認させていただきます。



補助金交付までの流れ

事前相談

申請

書面審査

交付決定

事業実績の報告

額の確定

補助金の交付



北海道

問い合わせ先

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力係
TEL 011-204-5327

E-mail <keizaibu.zerokabonsangyouka@pref.hokkaido.lg.jp>

研修・資格例

洋上安全作業訓練(GWO基本安全訓練、OPITO認証訓練、STCW条約基本訓練等)、
低圧・高圧電気取扱特別教育、巻き上げ(固定式)/天井クレーン(移動式)特別教育、玉掛け技能講習1t以上、
ロープ高所作業特別教育、フルハーネス型安全帯使用特別教育、救助員養成講習

※対象の研修や資格は上記に限りませんが、事業内容や参入計画との関連性などを申請書類にて確認の上、個別に判断します。

提出書類

- (1) 補助金等交付申請書(経済第1号様式)
- (2) 事業計画書(経済第2号様式)
- (3) 補助金等交付申請額算出調書(経済第7号様式)
- (4) 経費の配分調書(経済第10号様式)
- (5) 事業予算書(経済第11号様式)
- (6) 資金収支計画書(経済第23号様式)
- (7) 補助事業者の概要等(所在地、事業内容・参入計画、役員構成、資本金、出資関係など)が分かるもの(別記様式1)
- (8) 研修概要やカタログ等事業内容が分かる資料(任意様式)
- (9) 道税について滞納がないことを証する書類(納税証明書)
- (10) その他知事が別に指示する様式

補助金交付までの流れ

①事前相談

交付決定まで時間を要する場合があるため、余裕をもってご相談ください。

②申請書類の提出

北海道のホームページから申請書様式等をダウンロードし、
経済部ゼロカーボン産業課風力係に提出してください。

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部ゼロカーボン産業課 風力係

③書面審査・交付決定

申請書提出から交付決定まで、2週間程度要します。
補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

④事業実績の報告

事業が完了した日から30日以内、または令和7年4月10日までのいずれか
早い日までに実績を報告してください。

- (1) 補助事業等実績報告書(経済第19号様式)
- (2) 事業実績書(経済第2号様式)
- (3) 補助金等精算書(経済第20号様式)
- (4) 事業精算書(経済第22号様式)
- (5) 精算時における根拠書類 等

⑤額の確定

実績報告後、20日以内に補助額を確定し、文書によりお知らせします。

⑥補助金の交付

確定金額を口座振込払いにより交付します。
交付申請に関連する収支書類、交付書類等は、事業完了年度の翌年度から
5年間(令和11年度末)まで保存してください。

事前相談

申請

書面審査

交付決定

事業実績の報告

額の確定

補助金の交付